

宮城県知事

村井嘉浩殿

緊急要望書

「令和元年台風第19号の暴風雨による災害に関する緊急要望」

「地域医療体制の確保に関する緊急要望」

「復興庁後継組織に関する緊急要望」

令和元年 10 月

宮城県市長会

1. 令和元年台風第19号の暴風雨による災害に関する緊急要望

令和元年10月12日から13日にかけて、1都12県に特別警報が発せられた大型の台風第19号は、これまでに経験したことのないような記録的な大雨や暴風をもたらし、宮城県内においても河川の氾濫や大規模な浸水、土砂崩れなどが起こり、人的被害や、多くの住宅が床上・床下浸水に見舞われるとともに、家屋が倒壊又は損壊する等の建物被害のほか、道路、河川等のライフライン、農林水産業施設や工場、商店などに甚大な被害が発生し、被災地に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、被災地では被災者支援を行うとともに、被災状況の把握と応急的な対応に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すためには、県における支援や協力が不可欠な状況にある。

つきましては、次の事項について、既存の制度等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 激甚災害の早期指定

今回の災害は、複数の県にまたがる広域災害であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害（本激）として早期に指定し、特別の財政措置を講じるよう国に強く求めること。

2 被災者の生活再建への支援

被災者が安全・安心な生活を取り戻すため、被災者生活再建支援制度の適用を早急に国に強く求めるとともに、県独自の支援制度を創設するなど必要な各種支援制度について十分な財政措置を講じること。

3 被災自治体への人的支援

被災地の早期復旧を図るため、被災自治体への支援職員等の派遣措置を講じること。

4 道路・河川・その他公共施設等の早期復旧に向けた支援

道路、河川、その他公共施設等の全面的な早期復旧に向け、財政的・技術的な支援を含め特段の措置を迅速に講じること。

5 災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進

- (1) 災害復旧事業に早期に着手できるよう、国とともに公共土木施設、農業用施設等の災害査定を迅速かつ柔軟に対応することとし、将来的に2度と災害が発生しないよう現状復旧にとどまらない徹底的な改良復旧を図ること。
- (2) 国の災害復旧事業の対象とならない小規模な被害について、県独自の災害復旧補助事業の創設などきめ細かな財政的支援措置を講じること。

6 農林水産業や商工業の復興に向けた支援

農林水産業及び商工業については、被災により経営に支障をきたした生産者及び事業者に対し、事業の回復に向けて金融支援をはじめとする必要な経営支援策を講じること。

7 災害廃棄物の処理支援

- (1) 大量の災害廃棄物が発生しているため、被災自治体が実施する災害等廃棄物処理事業について、最終処分場の確保や広域処理体制の整備等を図るとともに、処理費用に対する国の予算確保を働きかけること。
- (2) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、農林漁業等に影響がないよう、国の費用負担により、緊急に実施することができるよう働きかけること。

8 観光産業に対する支援

被災地にある旅館、ホテル及び観光施設は、豪雨による損害に加え、予約のキャンセルも想定される状況にあることから、風評被害防止のための国内外に向けた正確な情報発信を行うとともに、必要な観光支援策を講じること。

9 被災自治体への財政上の配慮等

被災自治体において生じる応急対策や被災者の救援、復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による必要かつ十分な財政支援策を講じるように国に働きかけること。

10 防災意識と防災力向上等の推進

- (1) 被災自治体のレジリエンス（回復力）向上を図るためにも、平時における市民の災害への備え、公務員の防災制度の習得を促進するなど、更なる防災力強化に取り組むこと。
- (2) 災害時における SNS 等の活用や多言語による災害情報の発信など、被災エリアの全ての人々の命を守る行動を支援する仕組みづくりを構築すること。

2. 地域医療体制の確保に関する緊急要望

厚生労働省は、各都道府県において地域医療構想の実現に必要な協議を促進させるためとして、9月26日に、再編や統合の検討を要する宮城県内の19施設を含む全国の病院を公表した。

この公表は、平成29年度からの限られた診療実績のデータのみをベースとして、機械的に行われた分析が基となっており、地域医療の実態を考慮していないやり方であると言わざるを得ず、地域医療の充実強化のために取り組んでいる自治体にとっては、現場に混乱をもたらすものであり、また、市民生活に大きな影響が出ることは明らかであり、国の方針をそのまま受け入れるような状況にはない。

各地域、各医療施設の状況には大きな違いがあり、全国一律に推進することは極めて困難であることから、地域医療構想の実現に必要な協議に際しては、地域の実態を考慮した慎重な対応を求めるものである。

また、本県においては、宮城県地域医療計画において4医療圏が設定されているが、公立、公的医療機関等では、設置主体が市町村となっているものが多く、今後の再検討にあたっては、それら主体間の調整等、相当の困難が想定される。

宮城県におかれては、全県的視点に立ち、対応組織の強化など、本県における地域医療の抜本的な対策に、リーダーシップを発揮して取り組むことを要望する。

3. 復興庁後継組織に関する緊急要望

国は、平成31年3月に「復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針」を見直し、復興庁の後継組織として、復興庁と同じような指令塔として省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置くとしたところである。

また、8月には自由民主党並びに公明党から「東日本大震災 復興加速化のための第8提言」が提出されており、復興・創生期間後の基本方針が年内にもまとまることとされております。

被災自治体においては、東日本大震災から8年7か月が経過したものの、東日本大震災復興基本法に規定された基本理念である、被災者による自発的な協働や新たな地域社会の構築に至るまでの地域住民の絆の維持及び強化に未だ至っていない状況である。

よって、着実な復興を成し遂げるためには、中・長期的な対応が必要であることに鑑み、令和3年度以降においても、専任の担当大臣を置くなど、大臣のリーダーシップのもとに司令塔機能及び予算を含めた総合調整機能を有する復興庁後継組織を構築することについて、宮城県内14市と一体となって国へ働きかけることを要望する。